

「採用試験の在り方を考える専門家会合」（第2回）議事要旨

1 日時：平成20年6月27日（金） 15:00～17:00

2 場所：人事院第1特別会議室

3 出席者（五十音順）

岩澤 康裕	東京大学大学院理学系研究科教授
金井 利之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
高橋 滋	一橋大学大学院法学研究科教授（座長）
土井 真一	京都大学大学院法学研究科教授
野澤 正充	立教大学大学院法務研究科教授
廣瀬 壮一	東京工業大学大学院情報理工学研究科教授
吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

（欠席：岡田 真理子 和歌山大学経済学部准教授、工藤 裕子 中央大学法学部教授）

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 農林水産省からのヒアリング
- (3) 事務局からの資料等の説明
- (4) 意見交換
- (5) 閉会

5 議事概要

【農林水産省からのヒアリング】

農林水産省から、資料に沿って、農林水産省の業務・組織、採用及び人事管理の実態等について説明がなされた後、質疑応答が行われた。説明に対し、出席者から大要以下のような意見等があった。

- II・III種採用職員の登用について、公平性を担保するためにどのような手続きで行っているのか。また、登用の対象者は、採用後何年目くらいという目途があるのか。
- 国際交渉の分野において、諸外国の政府では比較的長期間同じポストに

就いていることが多い。日本の国際競争力を高めるため、そのような業務を担当する職員については、人事ローテーションの期間を長めにする必要があると考えるが、国際交渉の分野の人事はどうなっているのか。

- 経験者採用は、事務系、技術系について、それぞれどのような人材を採用しているのか。
- 仮に専門職試験を創設することとした場合、採用分野のうち、どういった分野が専門職として考えられるか。
- ヒアリングで指摘されたメンタル系の疾患があるという職員は、官庁訪問の段階から採用後数年働くまでの間のいつ頃認知されるのか。
- 各職種ごとの採用予定者数は、どのように決定しているのか。

【意見交換】

出席者から大要以下のような意見等があった。

- どのような分野への配属について、大学院卒の者が有する専門的知識が必要とされているか、各府省のニーズを把握しておく必要がある。
- 学部卒と院卒では歴然とした差があると思うが、採用後の勤務ぶり等に大きな差がないという実態があるのであれば、優秀な院卒者が公務員試験を受けていないということになるのではないか。
- 自分の専門分野では、以前から多くの学生が大学院まで進学していて院卒がかなり常態化しており、大学院に行ったからといって特別な能力を期待されているとは思えない。
- 大学院に行くとそれなりに力が付くと思うが、実態としてあまり差がないということであれば、院卒者をうまく使いこなせていないということではないか。
- 職種ごとの配分については、政策を進めていくために将来的にこういう分野に人が必要だというように考えていかなければならない。長期的なスパンにおける政策の優先度を基に、職種ごとの採用者数を決定していく必要がある。

- 試験区分ごとの採用者数が各省庁ごとの採用予定数の積み上げにより決定されていると、先輩が後輩を選ぶ形で縮小コピー型人事が行われることとなり得るといふ弊害がある。
- 法科大学院の専門性を発揮できる可能性は、一般省庁では、10年、20年で、1、2回という気がするので、パフォーマンスに差がないのは仕方がない。法科大学院の卒業生の位置付けが難しい。
- 法科大学院では、授業の中で議論を採り入れるなどしている。一般的な能力は高く、総合職の有力な人材供給源として考えられるのではないか。
- 公共政策大学院の申込者数が増えていない理由は何か。
- 法科大学院を修了したばかりの者と、修了後法律の実務を何年か経験した者とは、実務家としての専門的能力は異なると考えるべきであり、法科大学院を修了した直後の者は、他の大学院の新卒者と同じ枠組みの中で採用した方がよいのではないか。
- 従来の法律家は法の適用のみを行っていたが、立法作業にも法律的な素養は当然必要であり、今後、立法過程に法律の素養を持った者（法科大学院修了者等）が入っていくことは非常に重要なことである。
- 法科大学院修了者については、医系技官のように、司法試験に合格して数年経っているが、まだ法曹界に染まっていない者を選考採用により採用することになるのではないか。

以 上

(文責：専門家会合事務局 速報のため事後修正の可能性あり。)